

◎ 申請についてのご注意

1 パスポートの有効期限内に申請する場合

- 次に該当する方は有効な旅券を持参して新しいパスポートを申し込むことができます（残りの期間は切り捨て）
- ・旅券の有効期間が残り1年未満になった方
 - ・旅券面の記載事項（氏名・本籍等）に変更があった方（持参する旅券と有効期間が同一の「残存有効期間同一旅券」を申請することもできます）

2 代理提出する場合

- 「所持人自署欄」・「刑罰等関係欄」には、必ず申請者本人が署名・記入してください
- 申請書裏面の申請書類等提出委任申出書の「申請者記入欄」には必ず申請者本人が記入し 代理人は同申出書の「引受人記入欄」に記入してください
- また 申請者本人の確認書類のほかに 代理人についても確認書類が必要です

3 未成年者（18歳未満）又は成年被後見人が申請する場合

- 申請書裏面の「法定代理人署名欄」には法定代理人本人（未成年の場合は親権を有する父又は母・成年被後見人の場合は後見人）が署名してください
- 法定代理人が遠隔地に在住の場合は 法定代理人本人の署名のある「旅券申請同意書」及び「旅券申請同意書の郵送に使われた封筒」をあわせて提出してください 「旅券申請同意書」の用紙は旅券窓口にあります（県のHPからダウンロードできます）

4 有効な旅券を紛失した場合

- 紛失（焼失）届出を行うことで 当該旅券を失効させることができます 再度旅券が必要な場合は新規の申請となりますので 旅券窓口にお問い合わせください（代理提出不可）

5 刑罰等関係に該当する場合

- 申請書の「刑罰等関係」に該当する方は 県庁旅券窓口にお問い合わせください（代理提出不可）

6 申請した旅券を受領しなかった場合

- 旅券は申請から6か月以内に受領してください 受領しなかった場合は失効します 失効後5年以内に新たな旅券を申請する際には手数料が通常より高くなります

7 ヘボン式以外のローマ字氏名表記を希望する場合

- ヘボン式以外の表記を希望する方は ごあんない表面に記載の必要書類の他に提出していただく書類及び申請書への記入を要する事項があります 詳しくは旅券窓口までお問い合わせください

◎ 受領について

1 受け取りは必ず旅券名義人ご本人です（代理の受け取りはできません）

- 申請した旅券窓口にて ①一般旅券受領証（引換証）と②手数料（収入印紙・秋田県証紙）③有効旅券（有効旅券の切替の場合）を持参の上 お受取りください

旅 券 の 種 類	収入印紙	秋田県証紙		合 計	
	紙・オンライン共通	紙申請	オンライン申請	紙申請	オンライン申請
10 年 有 効 旅 券	14,000円	2,300円	1,900円	16,300円	15,900円
5 年 有 効 旅 券	9,000円	2,300円	1,900円	11,300円	10,900円
5年有効旅券（※12歳未満）	4,000円	2,300円	1,900円	6,300円	5,900円
残存有効期間同一旅券	4,000円	2,300円	1,900円	6,300円	5,900円

※オンライン申請でクレジットカード払いを選択した方は
印紙と証紙の購入は不要です

※12歳未満として申請できるのは
12歳の誕生日の前々日までです

2 交付までの日数

県 庁 窓 口	申請日から 8 日目以降（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）
市 町 村 窓 口	申請日から 12 日目以降（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

◎ 県内旅券窓口一覧（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休みとなります）

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号	申請受付時間	交 付 時 間	対 象
県 庁 県民生活課 旅券チーム (パスポート窓口)	秋田市山王四丁目1-1（県庁1階） ☎ 018（860）1112	午前8：30から 午後5：00まで	午前8:30から午後5:15まで (当日予約制 午後7:00まで) ※水曜日は 午後5:00まで	秋田市 男鹿市 湯上市 八郎潟町 井川町 大湯村に住民登録している方
鹿 角 市 役 所	鹿角市花輪字荒田4-1	☎ 0186 (30) 0221	申請受付・交付時間等 については各市町村旅 券窓口までお問い合わ せください	左記各市町村に住 民登録している方 はその市町村旅券 窓口でのみ申請受 付・交付となりま す
小 坂 町 役 場	鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1	☎ 0186 (29) 3906		
大 館 市 役 所	大館市字中城20	☎ 0186 (43) 7041		
北 秋 田 市 役 所	北秋田市花園町19-1	☎ 0186 (62) 1114		
上小阿仁村役場	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118	☎ 0186 (77) 2222		
能 代 市 役 所	能代市上町1-3	☎ 0185 (89) 2133		
藤 里 町 役 場	山本郡藤里町藤琴字藤琴8	☎ 0185 (79) 2113		
三 種 町 役 場	山本郡三種町鶴川字岩谷子8	☎ 0185 (85) 4825		
八 峰 町 役 場	山本郡八峰町峰浜目名湯字目長田118	☎ 0185 (76) 4614		
五 城 目 町 役 場	南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目1-1	☎ 018 (852) 5112		
由利本荘市役所	由利本荘市尾崎17	☎ 0184 (24) 6243		
にかほ市役所	にかほ市平沢字鳥ノ子淵21(仁賀保庁舎)	☎ 0184 (32) 3035		
大 仙 市 役 所	大仙市大曲花園町1-1	☎ 0187 (63) 1111		
仙 北 市 役 所	仙北市角館町中菅沢81-8	☎ 0187 (43) 3307		
美 郷 町 役 場	仙北郡美郷町土崎字上野乙170-10	☎ 0187 (84) 4903		
横 手 市 役 所	横手市中央町8-2	☎ 0182 (35) 2176		
湯 沢 市 役 所	湯沢市佐竹町1-1	☎ 0183 (73) 2111		
羽 後 町 役 場	雄勝郡羽後町西馬音内字中野177	☎ 0183 (62) 2111		
東 成 瀬 村 役 場	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1	☎ 0182 (47) 3404		

旅券（パスポート）申請のごあんない

（令和7年3月24日現在）

パスポートのオンライン申請が可能になりました。詳しくはこちら⇒



◎ 紙の申請書による申請のごあんない

申請に必要な書類（次のものを全部ご用意ください コピーでは受付できません）

1 一般旅券発給申請書・・・1通 ※用紙は、旅券窓口にあります (外務省又は県のHPからダウンロードできます)	・18歳未満の方は5年旅券のみの申請となります ・18歳以上の方は10年旅券又は5年旅券を選択できます ダウンロード申請書⇒				
2 戸籍謄本・・・・・・・・・・1通 (全部事項証明書) (6か月以内に作成されたもの)	・同一戸籍の方々が同時に申請する場合は 戸籍謄本1通で結構です ・有効な旅券を切り替える場合は次のi～iiiにご注意ください i 旅券の記載事項(氏名、本籍地県名等)に変更がない方は 提出を省略 できます ii 旅券の記載事項(氏名、本籍地県名等)に変更がある場合は 変更の経 緯が確認できるもの iii 未成年の方は省略できない場合があります ・2枚以上になっているものを本人分のみ切り離したものは無効です				
3 写 真・・・・・・・・・・1枚 (6か月以内に撮影されたもの) ※写真は貼らずにお持ちください	・申請者本人のみが正面を向いて肩口まで写っているもの ・無帽 無背景（薄い色）ふちなしであるもの ・より確実な本人確認のため眼鏡を外した写真を推奨 次のような写真は受付できません（代表的な例） ・髪の毛が目にかかっているもの ・顔が横向き 又は左右に傾いているもの ・表情が平常と著しく異なるもの(口を開き歯が見えているものなど) ・サングラス、色付き眼鏡をつけているもの ・髪(影を含む)等でフェイスラインが隠れているもの ・不鮮明(ピンぼけ)、変色、又は傷や汚れのあるもの ・背景にグラデーション(濃淡)の入っているもの ・眼鏡のレンズに光が反射したもの又は眼鏡のふちが目にかかっているもの ・カラーコンタクトや瞳のフチを広げるコンタクトを装着しているもの ・左右反転しているもの ※顔の縦の長さは頭の先からあごの先までの距離 髪のボリュームは含みません ※詳しくはこちら⇒				
4 本人の確認書類 (原本で現に有効なものに限ります) 代理の方が提出する場合は 申請者 本人と代理人それぞれの本人確認書 類が必要となります ※右の書類で有効なもの（コピー不可） ※本人確認書類の氏名・生年月日・性別・住所等が 申請書の内容と一致している必要があります ※該当する書類がないとき 該当するかどうか分 からないときは 必ず事前にご相談ください ※個人番号（マイナンバー）制度の開始に伴い市 町村から送付されている「通知カード」につい ては本人確認書類として使用できませんのでご 注意ください	① 次のうちから1つ提示してください（写真を貼ったもの） 日本国旅券（失効後6か月以内のもの） マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書（H24.4以降のもの） 船員手帳 海技免状 小型船舶操縦免許 猟銃・空気銃所持許可証 戦傷病者手帳 宅地建物取引士証 電気工事士免状 無線従事者免許証 官公庁身分証明書 身体障害者手帳（偽造防止・写真付き） ② ①を提示できない場合は 次のものを2つ提示してください (A+A) 又は (A+B) <table><tr><td>A</td><td>資格確認書（健康保険・国民健康保険・船員保険・ 後期高齢者医療被保険者証・共済組合員証） 介護保険証 国民年金手帳 基礎年金番号通知書 公的年金証書 印鑑登録証明書と実印 市町村発行身分証明書 在学証明書 母子手帳（小学生以下）</td></tr><tr><td>B</td><td>会社の身分証明書（写真付き） 学生証（写真付き） 公の機関が発行し た資格証明書（写真付き） 失効旅券 療育手帳</td></tr></table>	A	資格確認書（健康保険・国民健康保険・船員保険・ 後期高齢者医療被保険者証・共済組合員証） 介護保険証 国民年金手帳 基礎年金番号通知書 公的年金証書 印鑑登録証明書と実印 市町村発行身分証明書 在学証明書 母子手帳（小学生以下）	B	会社の身分証明書（写真付き） 学生証（写真付き） 公の機関が発行し た資格証明書（写真付き） 失効旅券 療育手帳
A	資格確認書（健康保険・国民健康保険・船員保険・ 後期高齢者医療被保険者証・共済組合員証） 介護保険証 国民年金手帳 基礎年金番号通知書 公的年金証書 印鑑登録証明書と実印 市町村発行身分証明書 在学証明書 母子手帳（小学生以下）				
B	会社の身分証明書（写真付き） 学生証（写真付き） 公の機関が発行し た資格証明書（写真付き） 失効旅券 療育手帳				
5 前回取得したパスポート	・有効期間内の旅券をお持ちの場合は その旅券を持参しないと受付でき ません ・期限切れの旅券をお持ちの方は その旅券を持参してください				

※秋田県で申請できるのは 原則 県内に住民登録している方です
（申請窓口は、「◎県内旅券窓口一覧」をご覧ください）
一時帰国者・秋田県内に居住し県外に住民登録している学生・単身赴任者等が居所で申請を希望する場合の
必要書類等は 旅券窓口にお問い合わせください

※住民票について
住所変更直後の申請や居所申請等の特殊なケースでは住民票を提出していただく場合があります
その場合には、個人番号の記載のないものをご準備ください

記入例 ※申請書は5年用と10年用があります

- ・黒のボールペン又は黒インクで記入してください
(消しゴム等で消せるインクを使用したボールペン、筆ペン、マジックは使用しないでください)
- ・まちがって記入したときは、二本線（黒線）で消してください
修正液・修正テープは使用しないでください
- ただし「所持人自署欄」は訂正できません(書き直しになります)
- ・申請書は機械処理しますので、折ったり汚したりしないでください

必ず申請者本人が日本語
又は外国語で署名してくだ
さい

〈漢字で書く記入例〉

山田太郎

〈ローマ字で書く記入例〉

Taro Yamada

【代理署名する場合】
申請者が未就学児などで署名
することが困難な場合は下記を参
考に、**法定代理人が代理署名し**
てください
また、何らかの事情により署名
することが困難な場合は旅券窓
口にご相談ください

〈漢字で代理署名する例〉

山田花子

山田秋子(母)代筆

〈ローマ字で代理署名する例〉

Hanako Yamada

by A. Yamada (mother)

〈受付できない例〉

- ×枠からはみ出している
- ×薄かったりかすれている
- ×二度書きしている
- ×文字が太い
(筆ペン、マジック等)
- ×にじんでいる
- ×枠内に汚れがある
- ×黒色以外のペンを使用している

必ず申請者本人がよく
読んで該当する方にレをつ
けてください
「はい」に該当する場合
は県庁旅券窓口での扱い
になります

申請する前にご相談くだ
さい (018-860-1112)

表面

10年用も記入
方法は共通です

一般旅券発給申請書 (5年用)

新規・切替 (18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用)

受理年月日 受理番号

窓口記入欄

この枠内は記入しないでください

有効期間

発行年月日 交付年月日

写真貼付欄

氏名 (左詰めで記入)

姓 YAMADA

名 TARO

住所 (都道府県を左詰めで記入してください) (市区郡以下を記入してください)

秋田県 秋田市山王四丁目1番

性別

性 男

生年 月 日

010320

旅券番号

M S 1234567

発行年月日

20100112

西暦で記入

所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます)

山田太郎

旅券の所持歴はありますか。 (以下に最後の旅券について記入)

過去に申請後に旅券を受領しなかったことがありますか。 ()

旅券の所持歴はありますか。 ()

この申請書を提出する日の年齢

18歳以上の場合、下欄の()内に「5」と必ず記入してください。

私は有効期限が (5) 年です。

現住所

〒010-0952 秋田市山王四丁目1番2号 山王マンション301号

電話

018 (123) 4567

携帯

030 (1234) 5678

メールアドレス

kenmin@ezweb.ne.jp

その他勤務先など日中の連絡先

電話

018 (987) 6543

日本国内の緊急連絡先

住所 横手市旭川一丁目3番41号

氏名 山田良子

申請者との関係 母

電話

0182 (98) 7654

※次の各事項に該当しているか否か、□にV印を記入してください。

(本人又は法定代理人が記入してください。)

1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。 ()

2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 ()

3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならぬ状態にありますか。 ()

4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 ()

5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を使用して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 ()

6. 国の援助等が必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。 ()

現在外国の国籍を有していますか。 ()

(※該当する枠内にV印を記入してください)

はい □ いいえ V

「はい」の場合

どの国の国籍ですか。 ()

取得年月日 年 月 日

どのような方法で取得しましたか。

外国籍の父又は母の子として出生 □

外国での出生 □

外国人との婚姻又は養子縁組 □

帰化申請又は国籍取得届出 □

この枠内は記入しないでください

官庁コード

裏面

出発予定日 令和 7 年 8 月 10 日 ※主要渡航先での滞在期間 ☒ 3ヶ月未満 ☐ 3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□にV印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

① □ 表面の別紙等関係に該当する事項がある場合 ② □ 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的 (具体的に) ()

この枠内は記入しないでください

今回の渡航先 (渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)

国名 ()

旅券面の氏名表記 (申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字大文字で記入してください。(姓と名のどちらか一方の場合もあります)。また、別名併記を希望する場合、上欄の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中は別名を記入してください。)(別名併記の記入例: GAIMU (TANAKA))

(姓) ()

(名) ()

注: 旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字(別名併記を除く)までです。記号(・、~など)や、数字(11など)等は記入できません。但し、別名併記の()は記入可。

外務大臣 令和 年 月 日

大使 総領事 殿

法定代理人 (親権者、後見人など) 署名

(過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。)

(申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載の姓と名、ローマ字で記入してください(署名が困難な場合を除く)。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)

本人確認 ()

官公庁記載欄

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。

引受人氏名 山田秋子

申請者との関係 妻

引受人住所 秋田市山王四丁目1番2号 山王マンション301号

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの (又は適正な記名) であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。

令和 7 年 5 月 9 日

連絡先電話番号 018 (123) 4567

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

注意

1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類を提示(出)してください。

2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

未定の方は「未定」と記入してください

旅券面の氏名表記について
ヘボン式ローマ字によ
らない氏名表記、別名併記
(旧姓併記を含む) を希望
する場合は旅券窓口で注意
事項を確認してから必ず
申請者本人が記入してくだ
さい (一度登録した氏名の
ローマ字表記は原則変更で
きません)

申請者が未成年、成年被後見
人の場合は、法定代理人(親
権者・後見人) が署名し
てください

代理提出の場合に記入し
てください

必ず申請者本人がすべて
記入してください
「申請者との関係」は、申請者
からみてどのような関係に当
たるかを記入してください
(例: 友人、勤務先の同僚)

代理提出を行う方が記入
してください